

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 179 コマーシャル・ペーパーの無券面化に伴う発行者の会計処理及び表示 についての実務上の取扱い

今回は、無券面化（ペーパーレス化）されたコマーシャル・ペーパー（以下「電子 CP」という。）の発行者側の会計処理及び表示について解説いたします。

コマーシャル・ペーパー（以下「CP」という。）とは、企業が資金調達を行うために発行する短期の無担保約束手形をいい、法律上、約束手形とされていましたが、電子 CP は、「社債等の振替に関する法律」においては、社債と位置付けられています。

しかしながら、電子 CP は、主に決済方法の利便性や安全性を向上するために導入され、従来の CP と同一の商品性を保つよう商法における社債の規定の一部を適用除外とするなど、その経済的実質は、今後も並存する CP と相違はないと考えられます。

そのため、以下では、社債として取り扱われる法律上の位置付けに従う会計処理を記載していますが、経済的実質を重視して、従来の手形と同様の取扱いもできると考えられます。

1. 貸借対照表

発行した電子 CP については、原則として償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とし（企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）第 26 項）、流動負債において「短期社債」又は従来の CP と同様に「コマーシャル・ペーパー」等の当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記します。

なお、その金額に重要性がない場合には、流動負債において「その他」に含めて表示することができます。

2. 損益計算書

「短期社債利息」又は従来の手形 CP と同様に「コマーシャル・ペーパー利息」等の当該費用を示す名称を付した科目をもって区分掲記し、その金額に重要性がない場合には、「その他」に含めて表示します。

なお、債務額よりも低い価額で発行したことによる差額を「前払費用」として計上した場合には、発行日から償還期限までを計算期間として当該発行差額を定額法により按分します（金融商品会計基準第 26 項、及び「金融商品会計に関する実務指針」第 126 項）。